

（作業中の防火管理）

- 第 29 条** ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の附近においてこれをしてはならない。
- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
- 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 4 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第 53 条及び第 54 条において同じ。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

【解釈及び運用】

本条は、火災の発生のおそれがある作業等について、火災予防上の措置を規定したものである。

1 第 1 項

本項の規制対象は、火炎が伸長するか又は火花が飛散する作業であり、家庭で行う一時的な行為等はこれに該当しない。つまり、作業所や工事現場において行う一定の事業目的に従って反復継続する一連の作業が対象となるが、他の一時的な作業であっても、アスファルトの溶解又は百貨店その他の事業所における改装等に伴うこれらの作業等も含まれる。

(1) 「**火花を発する作業**」とは、グラインダー等による作業のほか、たがね、ドリル等によるはつり作業が該当する。

(2) 「**加熱作業**」とは、トーチランプによるもののほか、バーナーによるもの等がある。

2 第 2 項

(1) 「**燃料等の可燃性物品**」とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等、溶断作業において着火しやすい物品をいう。

(2) 「**燃料等の適切な管理**」とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質・物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うべきことをいう。

3 第3項

(1) 「**火災予防上必要な措置**」とは、次のアからオに掲げる措置をいう。

- ア 作業の開始前、周囲の安全を確認し、必要に応じて清掃等を実施する。
- イ 点火源となるおそれのある原因を排除する。
- ウ 監視人を置く。
- エ 作業中は、関係者以外の者の出入りを禁止する。
- オ 除却した可燃性物品の適切な管理を行う。

(2) 溶接作業等を行う場合に、火花の飛散等による火災の発生の防止を図るため、省令第4条の3第4項に規定する防炎性能を有する工事用シートを用いることが有効である。

4 第4項

本項は、通風又は換気が不十分な場合において、可燃性の蒸気、ガス又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを発生する作業を行う際の規制であり、十分な換気、除じんを行うこと、又は火気の使用を禁止する等の措置を講じ、更に作業中の監視及び作業終了後の異常の有無の確認を行うことを義務付けたものである。

(1) 「**可燃性の蒸気若しくはガス**」とは、都市ガス、液化石油ガス、水素ガス等のガス及びガソリン等から発生した蒸気をいう。

(2) 「**爆発性若しくは可燃性の粉じん**」とは、可燃性粉じん、爆発性粉じん、導電性粉じん、易燃性繊維等をいう。

(3) 「**除じん**」とは、次のような措置をいう。

- ア 強制除じん装置その他の除じん方法により爆発（燃焼）のおそれがないように有効に除じんすること。
- イ 発生する場所を密閉し、集じん器を設け有効に除じんすること。

(4) 「**火災予防上必要な措置**」とは、次のアからエに掲げる措置をいう。

- ア 作業の開始前、周囲の安全を確認し、必要に応じて清掃等を実施する。
- イ 点火源となるおそれのある原因を排除する。
- ウ 監視人を置く。
- エ 作業中は、関係者以外の者の出入りを禁止する。

5 第5項

(1) 「**作業現場**」とは、本条第1項に規定する作業を行う場所に限らず、あらゆる作業現場をいうものである。ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容が火災の発生と関係なく、周囲に可燃物のない作業は除くものとする。

(2) 「**火災予防上安全な場所**」とは、次の場所をいい、当該場所には、消火の準備及び喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置を講じること。

- ア 周囲に可燃物がない場所であること。
- イ 適当な広さを有すること。
- ウ 付近で危険作業が行われていないこと。